

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の主な変更点

前文

→実質的な内容の変更なし

第 1 基本方針

- 国は、諸外国から我が国へのウイルスの侵入を防止するために、水際における検疫措置を徹底することについて明記。
- 国は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門等が実施する豚コレラに関する研究を推進することを明記。

第 2 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備

- 農林水産省の取組として、諸外国や O I E 等の国際機関との相互の情報交換も通じ、常に海外における最新の発生状況を把握し、都道府県、関係団体はもとより、海外旅行者等の一般の人々に対しても情報提供することを記載。
- 農林水産省の取組として、発生時に直ちに緊急支援チーム等を現地派遣するため、人材育成を含めた派遣体制を整えることを明記。また、必要に応じて、都道府県が取り組む家畜防疫員の人材育成を支援することを明記。
- 発生時に衛生資材等の需要が急増した場合、これら資材の供給が円滑かつ安定的に行われるよう体制構築することを明記。
- 外国人技能研修生及び留学生等を受け入れる団体に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、周知、指導及び助言することを記載。
- 各都道府県の取組として、発生時に関係団体等が一体となって迅速かつ的確な初動防疫対応が実施できるよう、地域の实情にあわせた防疫演習の実施や職員の育成に努めることを明記。

また、市場等の家畜集合施設は、感染拡大の要因となりやすいことから、関係者や公衆衛生部局と連携し、平時における準備や発生時の役割分担について整理することを明記。

○ 発生時には、関係者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることとなることから、公衆衛生部局等とも連携し、相談窓口の設置を検討することを明記。

○ 野生動物対策に係る連携・協力体制の整備【留意事項】

平時から野生いのししにおける家畜の伝染性疾病の調査等の取組も通じ、都道府県の家畜衛生担当部局、野生生物担当部局及び公衆衛生部局を含む行政機関及び関係団体との間の連携・協力体制の整備に努めることを明記。

第3 清浄性の維持確認のための調査

→実質的な内容の変更はなし

第4 異常豚の発見及び検査の実施

○ アフリカ豚コレラの診断のための動物衛生課との協議及び検体の保存方法と搬送方法【留意事項】

豚コレラを否定した後、アフリカ豚コレラの検査のために動物衛生研究部門に検体を送付するにあたっての確認事項を明記。

第5 病性等の判定

→実質的な内容の変更はなし

第6 病性等判定時の措置

○ 都道府県は、豚等が患畜及び疑似患畜であると判定された場合、当該農場から3キロメートル以内の農場等に詳細な所在等について情報提供をする旨を明記。また、この場合、事前に提供された情報を目的以外に使用しない事、インターネット上で拡散させないことを指導することを記載。

第7 発生農場等における防疫措置

- 汚染物品は、埋却等による処理を行うまでの間、野生いのしを含む野生動物が接触しないよう隔離及び保管することを記載。

- 24時間以内のと殺の完了と72時間以内の焼埋却について【留意事項】

一定の目安であるが、迅速かつ的確な防疫措置が講じられるよう、防疫演習等の実施等を通じ、日頃から万全の体制の構築に努めることを明記。

- 汚染物品の処理について【留意事項】
処理が完了する条件を明記。

第8 通行の制限又は遮断

→実質的な内容の変更はなし

第9 移動制限区域及び搬出制限区域の設定

- 制限区域内の発生農場以外からの敷料、飼料及び家畜飼養器具の移動について、移動制限及び搬出制限の対象外であることを明記。

第10 家畜集合施設の開催等の制限

→内容の変更はなし

第11 消毒ポイントの設置

→実質的な内容の変更はなし

第12 ウイルスの浸潤状況の確認

- 疫学関連家畜が患畜又は疑似患畜と接触後、21日経過した後実施する抗体検査で陰性が確認されるまで、移動を制限することを明記。

第13 ワクチン

→実質的な内容の変更はなし

第14 家畜の再導入

→実質的な内容の変更はなし

第15 発生の原因究明

- 野生動物における感染確認検査に関する事項【留意事項】
野生いのししで陽性事例が確認された場合、①周辺区域（半径10km以内）に所在する豚の飼養場所への立入検査及び死亡状況等の報告徴求、②野生いのししと豚の接触防止のための措置、③野生いのししの死体の適切な処理等の実施について明記。

第16 その他

- 都道府県は、本病収束後も豚等の所有者や防疫措置従事者が精神的ストレスを継続している事例があることに鑑み、農場への訪問、相談窓口の運営の継続等の決め細やかな対応を行うよう努めることを明記。

※ その他【留意事項】

- 豚コレラ（アフリカ豚コレラ）対策における野生いのしし対応マニュアル
関係省庁、都道府県、猟友会等の関係団体との間の連携・協力体制、浸潤状況調査、野生いのししで陽性となった場合の対応等について明記。

（以上）